

令和3年度比布町障がい者就労施設等からの物品等の調達方針

1 目的

国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律（平成24年法律第50号。以下「障害者優先調達法」という。）第9条第1項の規定に基づき、本町における障がい者就労施設等からの物品及び役務（以下「物品等」という。）の調達の推進を図ることを目的として方針を定める。

2 適用範囲

この方針は、町の全ての機関が発注する物品等の調達に適用する。

3 調達の対象となる障がい者就労施設等

調達の対象となる障がい者就労施設等は、次のとおりとする。

- (1) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく施設等
 - ア 就労移行支援事業所
 - イ 就労継続支援事業所（A型・B型）
 - ウ 生活介護事業所
 - エ 障がい者支援施設（就労移行支援、就労継続支援、生活介護を行うものに限る）
 - オ 地域活動支援センター
 - カ 小規模作業所
 - (2) 障がい者を多数雇用している企業
 - ア 障害者の雇用の促進等に関する法律に規定する事業所（特例子会社）
 - イ 法施行令に規定する事業所（重度障害者多数雇用事業所）
- (※) 重度障がい者多数雇用事業所の要件
- ①障がい者の雇用者数が5人以上
 - ②障がい者の割合が従業員の20%以上
 - ③雇用障がい者に占める重度身体障がい者、知的障がい者及び精神障がい者の割合が30%以上
- (3) 在宅就業障がい者等
 - ア 在宅就業障がい者（自宅等において物品の製造、役務の提供等の業務を自ら行う障がい者）
 - イ 在宅就業支援団体（在宅就業障がい者に対する援助の業務等を行う団体）

4 調達の対象となる物品等

町の全ての機関が発注する物品等のうち、障がい者就労施設等が供給できるものとする。

5 調達の目標

令和3年度の調達目標は、令和2年度に障害者等就労施設等から調達した実績額を上

回ることを目標とする。

6 調達推進方法

(1) 庁内各課（局）等での取組み

各課（局）等では、障害者優先調達法の目的を理解し、物品等を調達する場合は、障がい者就労施設等からの調達の可能性について検討するよう努めるものとする。

(2) 調達の推進に必要な情報提供

各課（局）等が調達を円滑に進めることができるよう、保健福祉課は、障がい者就労施設等の提供可能な物品等の情報を各課（局）等に提供するものとする。各課（局）等は、その情報に基づいて障がい者就労施設等から直接調達するものとする。

(3) 調達における配慮

調達に当たっては、障がい者就労施設等の事情を考慮し、納期及び発注量の設定に配慮するものとする。

(4) 調達における契約

地方自治労施行令（昭和22年政令第16号）第167条の2第1項第3号の規定による随意契約制度を活用し、物品等の調達を行うものとする。

7 調達方針及び調達実績の公表

調達方針及び調達実績については、町ホームページ等により調達方針策定後（又は調達実績の集計後）公表する。

8 調達方針に関する担当窓口

本方針に関する担当窓口は、保健福祉課福祉係とする。